

# 【保存版】《改訂版》

## 暴風警報・大雨警報発令時等の登校・下校について

天候異常時の登下校の安全にそなえ、次のような措置を講じたいと思います。ご家庭でご熟読のうえ、天候異常時に於ける適切なご判断をされますよう、ご協力お願い申し上げます。

### ○ 和歌山市に暴風・大雨警報が発令された場合

	発令状況	措置	備考
登校前	発令中の場合	・解除されるまで、自宅で待機をする。	
	午前6時までに解除された場合	・平常通り授業を行う。 (通学路等の安全を確かめて登校する。)	給食あり
	午前6時～9時の間に解除された場合	・警報が解除になった時点で、気を付けて登校する。 ・授業は午前中で終わる。	給食なし
	午前9時までに解除されなかった場合	・臨時休業とする。 (外出は避けるように指導する。)	
登校後	下校までに大雨警報・暴風警報が発令された場合	・状況を判断し、担当教員の指導のもとに 地区別集団下校をする。 ・状況により、下校が危険と考えられるときは、 下校を見合わせる。(迎えをお願いする場合もある。) ・保護者または保護者に代わる方が不在になる家庭は、 近所の方等をお願いしておく。	メール連絡システム等で連絡する

- \* 注意報や波浪警報・洪水警報のみの発令時は、学校は臨時休業にはならない。
- \* 登校前については、学校からの連絡は原則としてしないこととする。  
警報が解除されたかどうかについては、テレビやラジオの気象情報をよく聞き、家庭で判断する。
- \* 暴風警報や大雨警報が解除されても 通学路が安全かどうかは、各家庭で判断をする。  
また、注意報であっても 危険が予想できる場合は、保護者の判断で 登校が可能と思えるまで 一時見合わせる。
- \* 臨時休業になったときは、外出したりして事故に遭うことのないよう、家庭で計画的に過ごせるよう指導する。
- \* 台風シーズンになり、前日に台風が和歌山地方に上陸すると予想できるときは、給食が中止になることがある。  
給食中止を決定したときは、事前にメール連絡システム等で知らせる。
- \* 学校へ電話されずと重要な通信ができなくなるため、学校への問い合わせはできるだけご遠慮ください。

### ○ 地震が発生した場合 【震度 5強以上】

	措置
登校前	震度5強以上の地震が発生し、危険が予想される場合は、臨時休業とする。 ・地震の被害が大きく、登校が困難な状況となった場合は、登校を見合わせ家で待機する。
登校後	危険箇所を確認する等 状況を判断し、担当教員の指導のもと 地区別集団下校をする。 ・状況により、下校が危険と考えられるときは、下校を見合わせ、迎えをお願いする場合もある。 ・保護者または保護者に代わる方が不在になる家庭は、近所の方等をお願いしておく。

### ○ 津波警報や大津波警報が発令された場合 【緊急避難先：湊小学校】

	措置
登校前	津波警報や大津波警報が発令された場合は、学校が緊急避難場所となっているために臨時休業とする。
登校後	状況を判断し、担当教員の指導のもと、校舎3階に避難する。 下校が危険と考えられるときは、安全が確認されるまでは下校を見合わせる。

※津波警報解除後、安全が確保されるまでは、児童の引き渡しは行いません。

### ○ 上記以外で、緊急に学校より全家庭に連絡が必要な場合 【インフルエンザ等による早退や学級・学年閉鎖等】

- ・学校放送で校区全域に知らせる。  
(日中、お仕事等で校区内におらず放送を聴けない方は、近所の方等に知らせてもらえるようお願いしておいて下さい。)
- ・メール連絡システム等で知らせる。(できるだけ早くメールを開くようにしてください。)

☆ このプリントは お家の中の目につくところに貼っておいてください。

### ※ 和歌山県下の警報発令地域が変更(2010年5月27日以降)されました。

気象庁は、2010年5月27日午後1時から、大雨や洪水などの気象警報や注意報の発表対象区域を、従来の地域別から市町村別に変更しました。これまでは、本校の適用する警報発令区域は『県全域』『県北部(紀北)』になっていましたが、今後、本校の適用区域は、『和歌山市』となります。放送などで、発令地域が『県全域』『県北部(紀北)』という表現になっている場合は、情報を収集していただき、『和歌山市』であるかどうかの確認をお願いします。  
(NHKは、放送中に市町村単位の適用区域をお知らせするとのことです。NHKの放送などで確かめてください。)

.....